令和５年１２月１日版

介　護　保　険

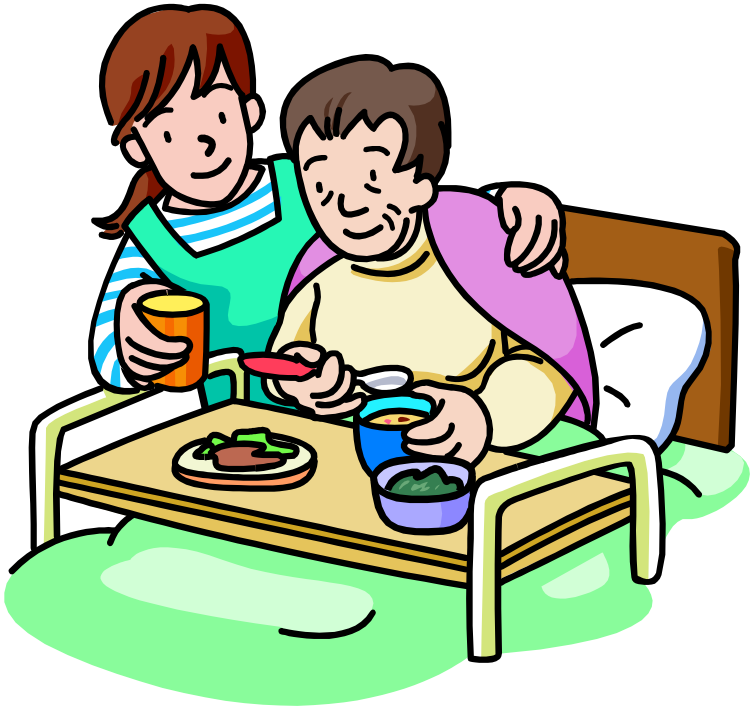

１　介護サービス利用確認票
２　要介護（要支援）認定の流れ
３　介護サービスのケアプラン作成の流れ
４　基本チェックリストと介護予防ケアマネジメントの流れ
５　要介護、要支援区分と１ヶ月当たりの介護サービス費用の限度額
６　利用できる介護サービス
７　市内居宅介護支援事業所一覧

栗　原　市

1　介護サービス利用確認票

介護保険法に基づくサービスを希望する場合は、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

ただし、介護予防・日常生活支援サービスのみ希望する場合は、基本チェックリストにより事業対象者に該当すればサービスを利用することができます。

下図により、必要な手続きを確認しましょう。

（※要介護（要支援）認定後、ケアプランに基づいてサービスを利用することができます。）

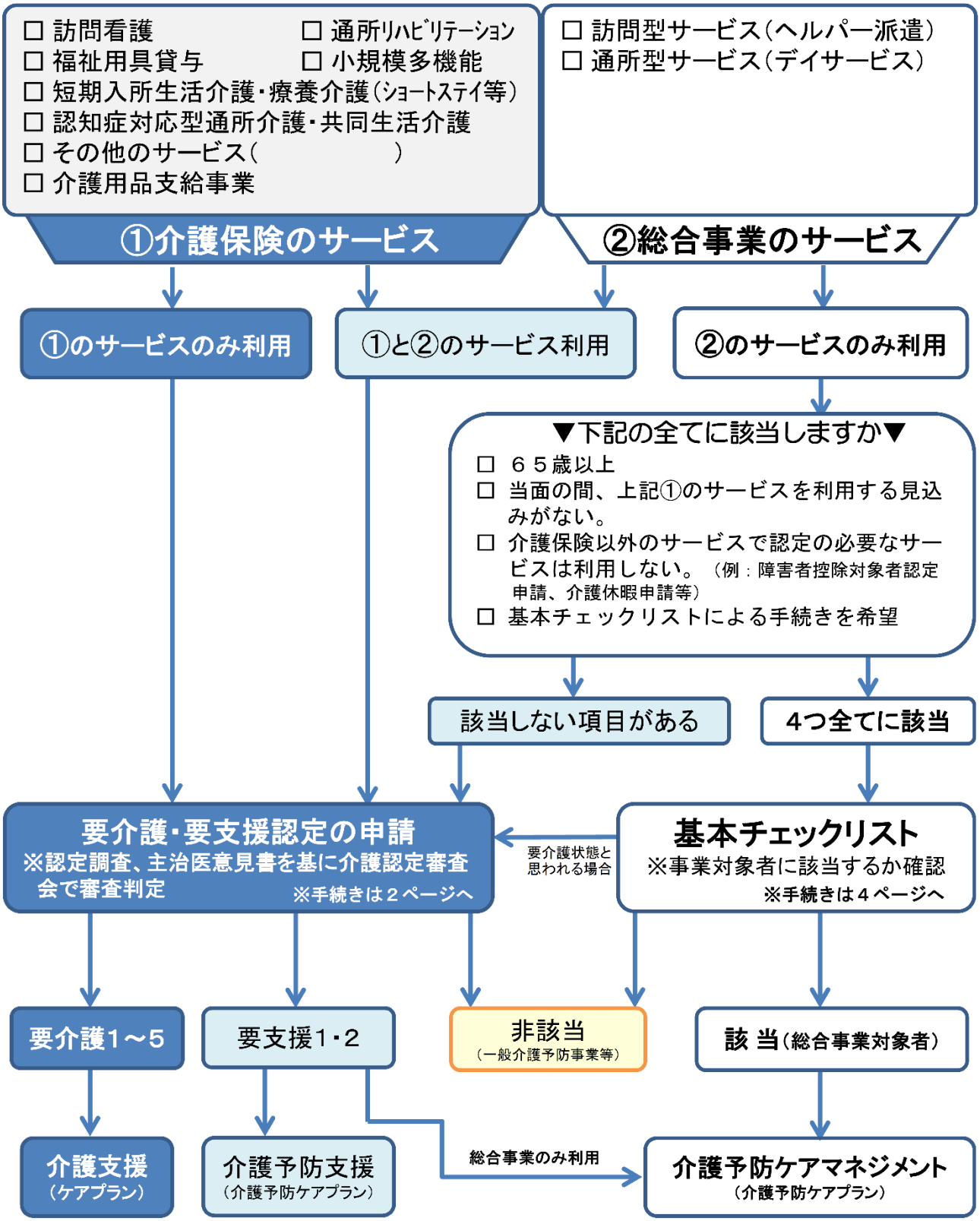

２　要介護（要支援）認定の流れ

①申請

介護サービス利用確認票（１頁）で「要介護（要支援）認定の申請」が必要となった方は、各総合支所市民サービス課の窓口で申請を行ってください。申請書の提出は、本人又は家族による申請のほか地域包括支援センター等の代行申請や郵便申請も可能です。

★申請に必要なもの　■要介護（要支援）認定申請書　■介護保険被保険者証
■健康保険被保険者証

↓

②訪問調査・医師（主治医）の意見書

市の介護認定調査員又は市の委託事業所の担当者が居宅などを訪問し調査を行います。

また、医師（主治医）に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない方は、市が指定した医師の診断をうけていただきます。

なお、長期間、主治医の診察を受けていない場合は、意見書の作成が遅れることがありますので、申請後に速やかに受診をお願いします。

★訪問調査の日程調整や主治医意見書の作成依頼は市で行います。

↓

③審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と医師の意見書を基に、医師、歯科医師等を構成員とする「介護認定審査会」で、介護の必要程度を判定します。

★要介護（要支援）認定は、介護の手間の判断によって審査を行います。

↓

④認定・通知

介護認定審査会の審査判定に基づいて、「要支援１・２」、「要介護１～５」、「非該当」の区分により決定し、その結果を通知します。

要支援１・２	要介護１～５	非該当
生活機能が改善する可能性の高い人など。	生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。	介護保険サービスの対象にならないが、生活機能などが低下し始めている。

★認定有効期間は、６ヶ月、１２ヶ月、２４ヶ月、３６ヶ月及び４８ヶ月のいずれかで本人の状態等に応じて、介護認定審査会の審査判定に基づいて決定します。
認定有効期間が切れた状態でサービスを利用した場合は、全額自己負担となりますので、十分に注意しましょう。

３　介護サービスのケアプラン作成の流れ

（１）要介護１～５の方で在宅サービスを利用したい方

①居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）の選定

居宅介護支援事業者は、自由に選定することができます。

なお、市内事業所の一覧は６、７頁に掲載しています。

↓

②ケアプランの作成

ケアマネジャーが本人や家族と面接して問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者と話し合いケアプランを作成します。

↓

サ　ー　ビ　ス　利　用

（２）要介護１～５の方で施設に入所したい方

①施設入所の申込み

入所を希望する施設に本人等が直接申し込みます。施設は、地域包括支援センター等に紹介してもらうこともできます。なお、満床となっている場合は、お待ちいただくこともあります。

↓ 入所可能の場合

②ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーが、本人や家族と話し合いケアプランを作成します。

↓

施　設　入　所

（３）要支援１、２の方（介護保険のサービスを利用される方）

地域包括支援センターへの連絡とケアプランの作成

要支援に認定された方は、地域包括支援センターがケアプランを作成します。要支援の認定通知を受けましたら、速やかに地域包括支援センターへ連絡をしましょう。

地域包括支援センターは、本人や家族と面接して問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者と話し合いを行いながらケアプランを作成します。

↓

サ　ー　ビ　ス　利　用

４　基本チェックリストと介護予防ケアマネジメントの流れ

①申請

介護サービス利用確認票（１頁）で「基本チェックリスト」によりサービス利用を検討されている方は、各総合支所市民サービス課の窓口又は担当区域の地域包括支援センターで申請を行ってください。申請書の提出は、本人又は家族による申請のほか郵便申請も可能です。

申請に必要なもの　■基本チェックリスト

↓

②基本チェックリストの実施

地域包括支援センターの職員が、地域包括支援センターや自宅などで、生活の様子や運動の状況、栄養の状況等の２５項目の聞き取りを行います。

※自宅へ訪問する場合の日程調整の連絡は地域包括支援センターで行います。

↓

③判定・通知

基本チェックリストの結果に基づき、事業対象者に該当するか市で判定し、その結果を通知します。

↓　③で事業対象者となった方または要支援１・２の方で総合事業のサービスのみ利用の方

④介護予防ケアマネジメントの依頼

地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントの依頼を行ってください。提出は、本人又は家族による申請のほか郵便申請も可能です。

居宅介護支援事業所に委託を希望される場合は、地域包括支援センターへあらかじめ相談をお願いします。

申請に必要なもの　■介護予防ケアマネジメント依頼届出書　■介護保険被保険者証

↓

⑤介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センター等が本人や家族と話し合い、利用者基本情報や興味・関心チェックシートの作成、課題分析を行い、介護予防サービス・支援計画書を作成し、サービス担当者会議を開催します。

↓

⑥サービス利用とモニタリング・評価

⑤で作成した介護予防サービス・支援計画書に基づきサービスの提供を受けます。

原則として３ヶ月に１回、本人と面談を行い、６ヶ月に１回、目標達成状況等の評価を行います。身体状況や生活状況などに改善が見られた場合は事業対象者非該当となる場合もあります。

５　要介護、要支援区分と１ヶ月当たりの介護サービス費用の限度額

区分	１ヶ月当たりの介護サービス費用の限度額			
	在宅サービス（最大）	施設サービスの目安（ユニット型）		
		特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護医療院
事業対象者 要支援１	５０，３２０円	要支援の方は施設サービスを利用できません		
要支援２	１０５，３１０円			
要介護１	１６７，６５０円		２３８，８００円	２５２，６００円
要介護２	１９７，０５０円		２５２，３００円	２８５，３００円
要介護３	２７０，４８０円	２３７，９００円	２７０，９００円	３５６，４００円
要介護４	３０９，３８０円	２５８，６００円	２８６，８００円	３８６，４００円
要介護５	３６２，１７０円	２７８，７００円	３０２，７００円	４１３，７００円

※　利用者の負担は、原則として所得に応じて上記金額の１割～３割となります。また、施設利用時は「食費」や「居住費」、「日常生活費」などが自己負担となります。

※　特別養護老人ホームに入所できるのは、原則として要介護３以上の方となります。

６　利用できる介護サービス

●要介護１～５の方が利用できるサービス

■居宅サービス	
訪問サービス	○訪問介護　○訪問入浴介護　○訪問看護　○訪問リハビリテーション　○居宅療養管理指導
通所サービス	○通所介護（デイサービス）　○通所リハビリテーション
短期入所サービス	○短期入所生活介護　○短期入所療養介護
その他	○特定施設入所者生活介護　○特定福祉用具販売　○福祉用具貸与　○居宅介護支援　○住宅改修
■施設サービス	○介護老人福祉施設　○介護老人保健施設　○介護医療院
地域密着型サービス	○地域密着型通所介護　○認知症対応型通所介護　○夜間対応型訪問介護 ○小規模多機能型居宅介護　○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)　○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●要支援１、２の方が利用できるサービス

■居宅サービス	
訪問サービス	○訪問型サービス（従前相当、短期集中型Ｃ）　○介護予防訪問入浴介護　○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション　○介護予防居宅療養管理指導
通所サービス	○通所型サービス（従前相当、短期集中型Ｃ）　○介護予防短期通所リハビリテーション （選択的サービス→運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）
短期入所サービス	○介護予防短期入所生活介護　○介護予防短期入所療養介護
その他	○介護予防特定施設入居者生活介護　○特定介護予防福祉用具販売　○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防支援　○介護予防住宅改修費の支給
地域密着型サービス	○介護予防認知症対応型通所介護　○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム、要支援２のみ）

●基本チェックリストで事業対象者に該当した方が利用できるサービス

訪問型サービス	○従前相当サービス　○短期集中型サービス
通所型サービス	○従前相当サービス　○短期集中型サービス

市内居宅介護支援事業所一覧

令和５年１２月１日現在

No.	地区	事業所名	電話	ファクシミリ	事業所所在地
1	築館	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	21-0225	24-8610	築館高田一丁目６番３－１２号
2	築館	くりはら介護支援事務所 いちょうの里	22-7887	22-6600	築館字下宮野館108番地
3	築館	介護老人保健施設高森ロマンホーム	22-3922	22-3988	築館字下高森124番地1
4	築館	ホワイトベア栗原	21-2770	21-2771	築館薬師三丁目２番１号
5	築館	のぎわ居宅介護支援センター	25-4105	25-4106	築館字城生野唐崎50番地2
6	築館	居宅介護支援事業所おんりープラン	25-4716	25-4726	築館伊豆三丁目246番地2
7	築館	居宅介護支援事業所イークアル	25-4833	25-4834	築館字下宮野町浦5番地3　白岩ビル２Ｆ
8	築館	公益社団法人宮城県看護協会 栗原訪問看護ステーション	24-8226	24-8152	築館伊豆二丁目7番17号
9	築館	つきだてホーム居宅介護支援事業所	21-1377	21-1378	築館宮野中央一丁目1番地2
10	若柳	若柳病院居宅介護支援事業所	32-2335	32-5550	若柳字川北原畑23番地4
11	若柳	社会福祉法人豊明会 居宅介護支援事業所マナハウス	32-4984	32-4878	若柳武鎗字藤貫沢85番地
12	若柳	在宅複合型施設さくらの里若柳 居宅介護支援事業所	32-7374	32-7371	若柳字川北塚原15番地5
13	若柳	みやぎ介護支援センター	35-1701	35-1702	若柳字川北古川14番地8
14	若柳	桜樹居宅介護支援事業所	32-7175	32-7176	若柳字川北元町裏114番地
15	若柳	ケアセンターひまわり	24-7741	24-7558	若柳字上畑岡本鹿野52番地1
16	若柳	居宅介護支援事業所花つつみ	32-5060	32-5061	若柳字川南堤通13番地4
17	若柳	居宅介護支援事業所和み	24-8706	24-8721	若柳字川北新町107番地4
18	若柳	石橋病院ケアプランセンター	090-5847-0286	32-7737	若柳字福岡谷地畑浦３５番地 介護老人保健施設グレイスガーデン内
19	若柳	居宅介護支援事業所とおわ	24-9557	24-9558	若柳字川北並柳６番地１
20	若柳	若柳南居宅介護支援事業所	24-9792	24-9793	若柳字下畑岡内谷川86番地1
21	栗駒	セントケア栗駒	45-1977	45-1978	栗駒中野田町西197番地2
22	栗駒	愛光園介護支援サービス	49-1511	45-6032	栗駒岩ケ崎三島255番地

市内居宅介護支援事業所一覧

令和５年１２月１日現在

No.	地区	事業所名	電話	ファクシミリ	事業所所在地
23	栗駒	公益財団法人宮城厚生協会 くりこまクリニック	45-2128	45-3245	栗駒岩ケ崎上小路153番地
24	栗駒	一桝介護支援サービス	45-2789	45-2270	栗駒岩ケ崎神南31番地3
25	栗駒	居宅介護支援事業所りつわ	49-1565	49-1566	栗駒岩ケ崎六日町21番地2
26	栗駒	居宅介護支援事業所くりこまの里	45-5550	45-5585	栗駒稲屋敷大鳥東側1番地1
27	栗駒	ハートケアプランしのさんの家	45-1497	25-4271	栗駒岩ケ崎上小路52番地1
28	栗駒	ケアプランセンター彩の里	45-5832	45-5839	栗駒嶺崎嶺崎29番地2
29	高清水	佐々木接骨院介護プラン	58-3131	58-2076	高清水五輪3番地1
30	高清水	ニチイケアセンター高清水	59-1181	58-2812	高清水東浦230番地1
31	高清水	居宅介護支援事業所アクトプラン	24-7820	24-9566	高清水桜丁8番地２
32	高清水	社会福祉法人ＫＴＫ福祉会 居宅介護支援事業所ルグネット岩ケ崎（休止中）	080-3304-7021	59-1109	高清水長福寺32番地2
33	一迫	栗原市一迫在宅介護支援センター	52-2926	52-2959	一迫真坂字新道満39番地
34	一迫	やなぎのめケアセンター	54-2690	54-2691	一迫字一本杉399番地
35	瀬峰	医療法人社団清靖会 居宅介護支援事業所ＰＦＣ藤の里	38-3233	38-3271	瀬峰新田沢12番地1
36	瀬峰	指定居宅介護支援事業所 白鳥苑介護相談センター	38-3625	38-2986	瀬峰根岸55番地2
37	瀬峰	居宅介護支援事業所せみねの丘	24-8135	24-8137	瀬峰根岸55番地2
38	鶯沢	風和の郷居宅介護支援事業所	24-8512	24-8513	鶯沢南郷下日照75番地
39	金成	JA新みやぎ栗っこケアサービスセンター	57-3111	57-3112	金成沢辺木戸口50番地
40	金成	居宅介護支援事業所まりやの家	42-2077	42-2829	金成小迫高見山7番地1
41	金成	居宅介護支援事業所シエスタプラン	43-1211	43-1233	金成末野台下31番地1
42	金成	居宅介護支援事業所スワン	24-8277	24-8272	金成沢辺町１６４番地１
43	志波姫	志波姫居宅介護支援センター	21-1414	25-2279	志波姫北郷大門86番地

【地域包括支援センターのご案内】

栗原市築館・志波姫地域包括支援センター（担当地区　築館、志波姫）
　　ＴＥＬ：　２４－８０８０　　ＦＡＸ：　２４－８０８１

〒９８９－５６９２
栗原市志波姫沼崎南沖４５２番地（志波姫総合支所）

栗原市若柳・金成地域包括支援センター（担当地区　若柳、金成）
　　ＴＥＬ：　４２－３２３３　　ＦＡＸ：　４２－３２３５

〒９８９－５１７１
栗原市金成沢辺町沖２００番地（栗原市金成やすらぎセンター内）

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター（担当地区　栗駒、鶯沢）
　　ＴＥＬ：　４５－２４７１　　ＦＡＸ：　４５－２４８７

〒９８９－５３９２
栗原市栗駒岩ケ崎円鏡寺後１５５番地（栗駒総合支所内）

栗原市瀬峰・高清水地域包括支援センター（担当地区　瀬峰、高清水）
　　ＴＥＬ：　５９－３８６１　　ＦＡＸ：　５９－３８６２

〒９８７－２１８６
栗原市高清水中町３９番地（高清水総合支所内）

栗原市一迫・花山地域包括支援センター（担当地区　一迫、花山）
　　ＴＥＬ：　５２－２１１０　　ＦＡＸ：　５２－２１１８

〒９８７－２３９２
栗原市一迫真坂字清水田河前５番地（一迫総合支所内）